

## 工事管理用システム導入・運用事業仕様書

### 1 業務名

工事管理用システム導入・運用事業

### 2 目的

電子データによる工事関連資料やその他関係資料の共有、情報の伝達・共有及びペーパーレスによる工事の管理及び検査等を実現するためのツールを導入・運用することにより、業務の効率化を図る。

そのために、必要となる工事管理用システム（アプリ等を含む。）の導入・運用を行う。

なお、ペーパーレスによる工事の管理及び検査等を実現するためのハードウェア（タブレット等）の調達は、本業務とは別に実施する。

### 3 履行期間

契約締結日から令和 11 年 7 月 31 日までとし、工事管理用システムサービスの利用は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までとする。また、初期設定及び動作確認は利用開始日までに行うものとする。

### 4 基本事項

- (1) クラウドサービス内に市専用の利用空間を設け、ライセンスの範囲内において、データの追加・削除、閲覧ができる利用空間を提供する。
- (2) クラウドサーバーに保存できるデータの保存容量は 1 ライセンスにつき 10GB 以上とする。
- (3) クラウドに保存された共有文書を簡易な操作で閲覧できるアプリケーションを提供する。
- (4) クラウドにアクセスできるユーザーは、ID 及びパスワードにより管理するものとし、クラウドにアクセスできるライセンス数は 5 ライセンス以上とする。
- (5) ユーザーは、共有文書の保存や削除、閲覧 ID を付与する権限を持つ「管理ユーザー」と情報を閲覧する「一般ユーザー」を設けることができる。

### 5 システムの動作環境

- (1) システムの運用に支障のない十分なスペック・サーバ機で構成すること。
- (2) システムの運用に際してのアクセス性能は、良好な反応速度を保つこと。
- (3) 停電電源装置や発電装置等により、停電時に継続して運用できるよう対策が講じられていること。
- (4) ユーザーが 24 時間閲覧できる機能を有すること。ただし、システムの不具合、もしくは事前に通知したシステムメンテナンスの間は除くものとする。

- (5) 不正アクセス、異常アクセス等の不正プログラム対策（アンチウイルスソフト等）が講じられていること。不正アクセス、異常アクセス等により、サービス及びシステム上障害が発生した場合は、速やかに市に連絡し、指示を受けること。
- (6) サーバーがダウンした場合は、直ちに復旧できる対策が講じられていること。
- (7) 守口市情報セキュリティポリシーを遵守すること。また、次に掲げるいずれかのセキュリティ基準を示す資格を有していること。
  - ア　I S M S 適合性評価制度認定  
(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
  - イ　プライバシーマーク付与認定  
(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
- (8) 災害時のデータ喪失を防ぐため、バックアップ体制が講じられていること。また、閲覧に支障のない時間帯に1日1回のバックアップをとること。
- (9) システムのバージョンアップを行う場合には、事前にこの旨を市に通知するとともに、無償にて対応すること。

## 6 機能

- (1) タブレット端末及びPC端末からの利用  
工事案件ごとに図面等の資料を管理できる仕様とする。また、ユーザーごとにシステム上で各データの閲覧及び編集ができるものとし、必要に応じて保存したデータをエクスポートできるものとする。
- (2) 使用可能ハードウェア  
i O S 及びW i n d o w s に対応するものとする。
- (3) 利用者設定  
発注者のユーザー以外の工事関係事業者においても、発注者のユーザーが管理するデータについて、無償で(1)の機能を利用できる仕様であること。
- (4) 管理者権限  
ユーザー並びに工事関係事業者に関する権限を有し、各データの閲覧や編集等の必要な権限設定を行うことができるものとする。
- (5) 各ユーザーが同時に利用することができ、複数案件の進捗管理に適していること。また、それに耐えうる充分なデータ保存容量を確保されていること。
- (6) システムは、ユーザーID並びにパスワードの設定により接続できるユーザーを制限することができる。設定するユーザーID並びにパスワードは、8文字（大小英文字、数字）以上とする。
- (7) システムは、管理者及び編集者権限にて、ユーザー並びにグループに対して、公開（部分公開）・非公開の設定ができるものとする。
- (8) 共有データがネット上等に流出するがないようにセキュリティ対策には十分留意するものとする。

## 7 研修等の実施

- (1) 導入時に事務局職員（10名程度）を対象とした基本操作に関する操作講習会を実施すること。なお、操作講習会の開催日時及び開催方法については、協議の上決定する。
- (2) ユーザーからの技術的各種問合せに対して誠実に協力すること。

## 8 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は、全て実施しなければならないものとする。
- (2) 本業務の詳細な実施内容については、別途協議するものとする。本業務の遂行上、不明な点については、本市と協議の上、その指示に従うものとする。また、この仕様書に定めのない事項は、本市と協議の上、決定するものとする。